

黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金 Q & A

Q 1 店舗改修費の補助金申請を検討していますが、いつまでに開業すれば補助金の対象になりますか。

申請年度の3月31日までに開業し、かつ実績報告を市へ提出する必要があります。申請年度をまたいでの開業は補助金の対象となりません。

Q 2 補助金の申請はいつまでにすればいいですか。

開業を検討している方は、店舗改修予定月（改修工事契約等）の2か月前までに申請してください。家賃補助の申請をする場合も、補助対象となる月の2か月前までにご相談ください。

Q 3

これまで別の方が営業していたお店が閉店したので、すぐその店舗の賃貸借契約をし2か月の準備期間を経て開業したいのですが対象になりますか。

閉店後すぐ契約をしているのであれば空き店舗とみなさないため対象となりません。契約者がいない（賃借者が決まっていない）状況が2か月以上続いている店舗が対象となります。

Q 4 すでに店舗の改修工事に取り掛かっていますが、改修費補助の申請は工事開始後でもできますか。

できません。補助金の申請後、審査を行い交付決定が出てから改修工事に取り掛かっていただきます。

Q 5 店舗の移転を考えていますが、すでに交付されている店舗改修費補助金はどうなりますか。

補助金の交付を受けている場合、開業後2年以内の移転は補助金の全部または一部を返還いただきます。なお、本人の責めに帰さない事情での移転の場合は事前にご相談ください。

Q 6 月額35,000円（税抜き）の店舗を借りていますが、家賃補助は月額いくらですか。

家賃補助は対象経費の2分の1です。月額17,000円（1,000円未満切り捨て）の補助となります。支払額に消費税が含まれる場合は税抜き金額が対象経費となり、補助額は月額上限25,000円です。

Q 7 店舗改修工事でエアコンを設置したいのですが対象になりますか。

補助対象に取り外しや移動が可能な備品、じゅう器等は含まれません。エアコンも取り外し可能なものは対象となりませんが、天井埋め込みタイプの移動できないエアコンは対象となります。

Q 8

昨年の5月10日に開業し、今年の5月から家賃補助の対象でしたが申請を忘れていて7月になってしまいました。今からでも申請できますか。

申請はできますが、7月に申請した場合は7月分から翌年の4月分までの家賃が交付対象となります。補助対象期間の延長はされず、5月・6月分の家賃は交付対象外となります。

Q 9 補助金の申請条件となっている経営指導とはどのようなものですか？

黒石商工会議所、(公財)21あおり産業総合支援センター、金融機関等で、開業や経営に関する事業計画の作成のほか指導・助言等を受けていただくものです。単なる相談は含みません。

Q 10 空き店舗を事務所として利用し、開業したいのですが補助金の対象になりますか。

本補助金は中心商店街ににぎわいを取り戻すことを目的の一つとしているため、誘客を伴うことが必要です。誘客を伴わない事務所や作業場等は対象となりません。